

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成21年度の保険料 ～計算方法と軽減の仕組み～



平成21年度の長寿医療制度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、保険料を年金からの差し引きで支払う方の4月分と6月分および8月分の保険料（仮徴収額）は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。

なお、正式な保険料は、平成20年の所得確定後、支払方法とともに7月に個別にお知らせします。



年間保険料の計算方法（平成21年度）

| | | | | |
|---|---|---|---|-----------------------------|
| 均等割 【一人当たりの額】 43,143円 | + | 所得割 【所得 ^{*1} に応じた額】 （平成20年の所得－33万円）×9.63% | = | 1年間の保険料 （限度額50万円） |
|---|---|---|---|-----------------------------|

注) 1年間の保険料について

・月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

（例）8月15日に加入⇒1年間の保険料÷12か月×8か月（8月～翌年3月）＝長寿医療制度の保険料

・100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

①均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。なお、軽減は、被保険者と世帯主（被保険者ではない世帯主含む）の所得の合計で判定します。

（例）年金収入のみの場合

| 年金収入 | | 平成20年度の均等割 | 平成21年度の均等割 |
|--------------------------------|----------------------|----------------|------------------------------|
| 一人世帯 | 夫婦二人世帯 ^{*2} | | |
| 168万円以下 | | 8.5割軽減後 6,300円 | 7割軽減後 12,942円 |
| 上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円 | | 8.5割軽減後 6,300円 | 9割軽減後 4,300円 |
| — | 192万5千円以下 | 5割軽減後 21,571円 | 5割軽減後 21,571円 （平成20年度と同額） |
| 203万円以下 | 238万円以下 | 2割軽減後 34,514円 | 2割軽減後 34,514円 （平成20年度と同額） |

※2 一方の所得が0円（年金収入120万円以下）の場合

②所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

（例）年金収入180万円の場合

・軽減判定 ⇒ 180万円－120万円（公的年金等控除）－33万円（基礎控除）＝27万円＜軽減に該当＞

・所得割 ⇒ 27万円×9.63%×5割＝13,000円

所得の低い方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。⇒ 1年間の保険料 4,300円

問合せ先

市役所介護福祉課高齢者福祉担当
TEL(23)6111番 内線2174・2183

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011(290)5601番